

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

<b>長野高教組FAXニュース</b>	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール <a href="mailto:naganokokyoso@educas.jp">naganokokyoso@educas.jp</a> HP <a href="http://naganokokyoso.com/">http://naganokokyoso.com/</a> FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2020年10月28日(水) No. 375 (20-13)

# 県人勧(一時金)&国人勧(月例給)速報

## 現場の願いむなしくボーナス0.05月引き下げ 55歳昇給抑制については先送り

長野県人事委員会は10月27日(火)、2020年度の長野県職員(再任用職員含む)のボーナスに関して、0.05月の引き下げを勧告しました。一方、55歳を超える職員の昇給抑制については先送りとなりました。この間の地公労の取り組みが一定程度成果を上げたものと言えます。

### 長野県人事委員会勧告内容(概略)

**ボーナス** 民間の支給割合との均衡を図るため引き下げ 4.45月分 → 4.40月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映  
※再任用職員についても同様に12月期の期末手当0.05月引下げ(2.35月→2.30月)

	6月期	12月期
2020年度 期末手当	1.30 月(支給済み)	1.25 月(現行1.30月)
勤勉手当	0.925 月(支給済み)	0.925 月(改定なし)
2021年度 期末手当	1.275 月	1.275 月
以降 勤勉手当	0.925 月	0.925 月

**人事管理** 国や他の都道府県の状況を踏まえ55歳を超える職員の昇給抑制について、早急に検討していくことが必要

**実施時期** 2020年12月1日から実施

**Q & A** 再任用職員の期末手当が、定年前の職員と同様に引き下げられる理由(当局の説明)

定年前職員と再任用職員の支給月数の比率は2002年勧告の比率(C)を基本としており、改定はその比率を維持して行われることになっています。

(A) 2002年 定年前職員の支給月数 4.65月

(B) 2002年 再任用職員の支給月数 2.45月 (C) = (B) / (A) = 0.526...支給月数の比率

2020年県人勧は、定年前職員の支給月数を4.40月に引き下げたため、再任用職員の支給月数は、4.40月×(C) = 4.40月×0.526... = 2.317...になります。よって、現行2.35月から0.05月引き下げ2.30月の勧告になったというわけです。

## 人事院勧告 月例給の改定見送り

本日(10月28日)、人事院は国家公務員の月例給に関する勧告を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止や自然災害などの対応で奮闘する公務労働者の生活改善の視点を欠く残念な勧告です。

なお、月例給に関する県人勧は11月第2週頃という情報です。

### 人事院勧告内容(概略)

#### 月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。